

花巻空港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第17号

花巻空港管理条例施行規則の一部を改正する規則

花巻空港管理条例施行規則（昭和38年岩手県規則第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
附 則	附 則																								
1 [略] (着陸料等の減免の特例)	1 [略] (着陸料等の減免の特例)																								
2 第12条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる航空機であって他人の需要に応じ有償で旅客又は貨物の運送を行うものに係る着陸料については、条例第17条の規定に基づき、当該航空機の着陸が同表の中欄に掲げる期間内に実施された場合に限り、条例第16条第2項並びに条例附則第2項及び第3項に定めるところにより算出した額（以下「基準額」という。）から同表の右欄に掲げる額を減額するものとする。	2 第12条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる航空機であって他人の需要に応じ有償で旅客又は貨物の運送を行うものに係る着陸料については、条例第17条の規定に基づき、当該航空機の着陸が同表の中欄に掲げる期間内に実施された場合に限り、条例第16条第2項並びに条例附則第2項及び第3項に定めるところにより算出した額（以下「基準額」という。）から同表の右欄に掲げる額を減額するものとする。																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">航空機</th> <th style="width: 20%;">期 間</th> <th style="width: 20%;">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>4 花巻空港と本邦外の地点との間において航行する航空機であって専ら外国人を運送する目的で航空運送事業者が運航するものうち、当該年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）において花巻空港への着陸が1回目から4回目までであるもので、当該外国人を運送しているもの</td> <td>平成22年 1月1日 から同年 3月31日 までの間</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>5 花巻空港と本邦外の地点との間において航行する航空機であって専ら外国人を運送する目的で航空運送事業者が運航するものうち、当該年度において花巻空港への着陸が5回目以降であるもので、当該外国人を運送しているもの</td> <td>平成22年 1月1日 から同年 3月31日 までの間</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	航空機	期 間	額	[略]			4 花巻空港と本邦外の地点との間において航行する航空機であって専ら外国人を運送する目的で航空運送事業者が運航するものうち、当該年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）において花巻空港への着陸が1回目から4回目までであるもので、当該外国人を運送しているもの	平成22年 1月1日 から同年 3月31日 までの間	[略]	5 花巻空港と本邦外の地点との間において航行する航空機であって専ら外国人を運送する目的で航空運送事業者が運航するものうち、当該年度において花巻空港への着陸が5回目以降であるもので、当該外国人を運送しているもの	平成22年 1月1日 から同年 3月31日 までの間		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">航空機</th> <th style="width: 20%;">期 間</th> <th style="width: 20%;">額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>4 花巻空港と本邦外の地点との間において航行する航空機であって航空運送事業者が運航するものうち、当該年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）において花巻空港への着陸が1回目から4回目までであるもので、<u>旅客</u>を運送しているもの</td> <td>平成22年 4月1日 から平成 24年3月 31日まで の間</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>5 花巻空港と本邦外の地点との間において航行する航空機であって航空運送事業者が運航するものうち、当該年度において花巻空港への着陸が5回目以降であるもので、<u>旅客</u>を運送しているもの</td> <td>平成22年 4月1日 から平成 24年3月 31日まで の間</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	航空機	期 間	額	[略]			4 花巻空港と本邦外の地点との間において航行する航空機であって航空運送事業者が運航するものうち、当該年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）において花巻空港への着陸が1回目から4回目までであるもので、 <u>旅客</u> を運送しているもの	平成22年 4月1日 から平成 24年3月 31日まで の間	[略]	5 花巻空港と本邦外の地点との間において航行する航空機であって航空運送事業者が運航するものうち、当該年度において花巻空港への着陸が5回目以降であるもので、 <u>旅客</u> を運送しているもの	平成22年 4月1日 から平成 24年3月 31日まで の間	
航空機	期 間	額																							
[略]																									
4 花巻空港と本邦外の地点との間において航行する航空機であって専ら外国人を運送する目的で航空運送事業者が運航するものうち、当該年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）において花巻空港への着陸が1回目から4回目までであるもので、当該外国人を運送しているもの	平成22年 1月1日 から同年 3月31日 までの間	[略]																							
5 花巻空港と本邦外の地点との間において航行する航空機であって専ら外国人を運送する目的で航空運送事業者が運航するものうち、当該年度において花巻空港への着陸が5回目以降であるもので、当該外国人を運送しているもの	平成22年 1月1日 から同年 3月31日 までの間																								
航空機	期 間	額																							
[略]																									
4 花巻空港と本邦外の地点との間において航行する航空機であって航空運送事業者が運航するものうち、当該年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）において花巻空港への着陸が1回目から4回目までであるもので、 <u>旅客</u> を運送しているもの	平成22年 4月1日 から平成 24年3月 31日まで の間	[略]																							
5 花巻空港と本邦外の地点との間において航行する航空機であって航空運送事業者が運航するものうち、当該年度において花巻空港への着陸が5回目以降であるもので、 <u>旅客</u> を運送しているもの	平成22年 4月1日 から平成 24年3月 31日まで の間																								
3 第12条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる航空機に係る着陸料については、条例第17条の規定に基づき、同表の中欄に掲げる <u>期間</u> に限り、条例第16条第2項の定めるところにより算出した額から同表の右欄に掲げる額を減額	3 第12条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる航空機に係る着陸料については、条例第17条の規定に基づき、 <u>当該航空機の着陸が同表の中欄に掲げる期間内に実施された場合に限り</u> 、条例第16条第2項の定めるところにより算出																								

するものとする。

航空機	期 間	額
1 花巻空港と本邦外の地点との間において航行する航空機であって、 <u>専ら外国人を運送する目的で航空運送事業者が運航するもの</u> のうち、当該年度において、 <u>花巻空港への着陸が1回目から4回目まで</u> であるもので、 <u>当該外国人を運送していないもの</u>	<u>平成18年</u> <u>9月29日</u> から平成 <u>22年3月</u> <u>31日まで</u> の間	[略]
2 花巻空港と本邦外の地点との間において航行する航空機であって、 <u>専ら外国人を運送する目的で航空運送事業者が運航するもの</u> のうち、当該年度において、 <u>花巻空港への着陸が5回目以降であるもの</u> で、 <u>当該外国人を運送していないもの</u>	<u>平成18年</u> <u>9月29日</u> から平成 <u>22年3月</u> <u>31日まで</u> の間	

した額から同表の右欄に掲げる額を減額するものとする。

航空機	期 間	額
1 花巻空港と本邦外の地点との間において航行する航空機であって航空運送事業者が運航するものうち、当該年度において花巻空港への着陸が1回目から4回目までであるもので、 <u>旅客を運送していないもの</u>	<u>平成22年</u> <u>4月1日</u> から平成 <u>24年3月</u> <u>31日まで</u> の間	[略]
2 花巻空港と本邦外の地点との間において航行する航空機であって航空運送事業者が運航するものうち、当該年度において花巻空港への着陸が5回目以降であるもので、 <u>旅客を運送していないもの</u>	<u>平成22年</u> <u>4月1日</u> から平成 <u>24年3月</u> <u>31日まで</u> の間	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日前に実施された航空機の着陸に係る着陸料の減額については、なお従前の例による。